

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目次

告 示

- 告示第68号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第69号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2
- 告示第70号 「地縁による団体」の告示事項の変更
……………（市民協働推進課）…2
- 告示第71号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第72号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…3
- 告示第73号 国土調査の実施……………（建設総務課）…3

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第4号の2 選挙人名簿の登録を行う日……………3

告 示

宇治市告示第68号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年5月31日から14日間
令和6年5月31日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
十一外線	槇島町菌場129番地 槇島町菌場118番地の5(右)	前	8.4 ~13.1	34.5	
	槇島町菌場129番地 槇島町菌場118番地の5(右)	後	8.7 ~13.2	34.5	
槇島町34号線	槇島町大川原19番地の1 槇島町大川原19番地の1先	前	4.0 ~5.2	38.1	
	槇島町大川原19番地の1 槇島町大川原19番地の1先	後	6.0 ~6.7	38.1	
槇島町43号線	槇島町大川原20番地 槇島町大川原20番地	前	2.3	2.0	
	槇島町大川原20番地 槇島町大川原20番地	後	2.3	0.7	
槇島町111号線	槇島町月夜22番地の5 槇島町月夜1番地の3	前	7.6 ~12.0	8.6	
	槇島町月夜22番地の5 槇島町月夜1番地の3	後	7.8 ~12.0	8.6	
伊勢田町144号線	伊勢田町中山47番地の17 伊勢田町中山47番地の20	前	4.2 ~4.4	4.2	
	伊勢田町中山47番地の17 伊勢田町中山47番地の20	後	6.0	4.2	
伊勢田町148号線	伊勢田町中山48番地 伊勢田町中山48番地	前	2.2 ~2.6	13.4	
	伊勢田町中山48番地 伊勢田町中山48番地	後	6.0	13.4	

宇治市告示第69号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定によ

り、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年5月31日から14日間
令和6年5月31日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
十一外線	槇島町菌場129番地 槇島町菌場118番地の5(右)	令和6年5月31日
槇島町34号線	槇島町大川原19番地の1 槇島町大川原19番地の1先	令和6年5月31日
槇島町111号線	槇島町月夜22番地の5 槇島町月夜1番地の3	令和6年5月31日
伊勢田町144号線	伊勢田町中山47番地の17 伊勢田町中山47番地の20	令和6年5月31日
伊勢田町148号線	伊勢田町中山48番地 伊勢田町中山48番地	令和6年5月31日

宇治市告示第70号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、広野町三丁目町内会より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和6年5月31日

宇治市長 松村 淳子

変更のあった事項及びその内容

変更のあった事項	新	旧
主たる事務所		
代表者の氏名		
代表者の住所		

変更年月日

令和6年4月21日

宇治市告示第71号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年5月31日から14日間
令和6年5月31日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
五ヶ庄46号線	五ヶ庄上村49番地の3 五ヶ庄上村49番地の5	前	3.5 ~4.9	14.3	
	五ヶ庄上村49番地の3 五ヶ庄上村49番地の5	後	6.0	14.3	

宇治市告示第72号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和6年5月31日から14日間

令和6年5月31日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
五ヶ庄46号線	五ヶ庄上村49番地の3 五ヶ庄上村49番地の5	令和6年5月31日

宇治市告示第73号

国土調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により国土調査を次のとおり実施しますので、同法第7条の規定により告示します。

令和6年5月31日

宇治市長 松村 淳子

- 事業計画が定められた年月日
令和6年4月1日
- 調査を実施する者の名称
宇治市
- 調査地域
宇治市小倉町西浦の一部及び南堀池の一部
- 調査期間
令和6年6月13日から令和7年3月31日まで

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第4号の2

選挙人名簿の登録を行う日について

選挙人名簿の登録を行う日について、定時登録を行う日が地方公共団体の休日に当たるため、次のとおりとする。

令和6年4月11日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

- 令和6年6月1日を同月3日とする。
- 令和6年9月1日を同月2日とする。
- 令和6年12月1日を同月2日とする。

(揭示済)